

○ 太田市外三町広域清掃組合議会の
議決に付すべき契約及び財産の取
得又は処分に関する条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 2 1 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付すべき契約は、予定価格 1 億 5 千万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 2 千万円以上の不動産、動産の買入れ又は売払い(土地については、1 件 5 千平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 1 号)

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。